

# 雇用条件の明確化のための 雇用労働相談センターの設置 (国家戦略特別区域法 第37条)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

日本の雇用ルールは、グローバル企業や人事部の手薄なベンチャー企業にとって、正確に把握することが困難

### 特例措置

- ・労働関係の裁判例の分析・類型化による「雇用指針」を定め、ベンチャー企業等が労働関係紛争を生じることなく事業展開を容易にする。
- ・特区内に雇用労働相談センターを設置、「雇用指針」を活用した相談に応じる

### 効果

グローバル企業・ベンチャー企業の個別労働関係紛争の未然防止及び予見可能性の向上による起業・雇用の拡大

## 規制改革の概要

### < 雇用労働相談センターの特徴 >

- ・弁護士等の専門家が、窓口相談や、訪問指導等を実施
- ・幅広い分野のセミナーを開催
- ・日本の労務管理の特徴や裁判事例を解説した「雇用指針」を活用



月1回以上のセミナー  
実施

### ○福岡市の場合（実績）

#### 開業率

平成24年度 6.2%（開所前）



平成29年度 7.5%（開所後）

### < 各区域の設置状況 >

|               |                        |
|---------------|------------------------|
| 平成26年11月29日開所 | 福岡市・北九州市（平成26年9月30日認定） |
| 平成27年1月7日開所   | 関西圏（平成26年12月19日認定）     |
| 平成27年1月30日開所  | 東京圏（平成26年12月19日認定）     |
| 平成27年10月29日開所 | 新潟市（平成27年6月29日認定）      |
| 平成28年4月25日開所  | 愛知県（平成27年11月27日認定）     |
| 平成28年6月28日開所  | 仙台市（平成28年2月5日認定）       |
| 平成28年10月28日開所 | 広島県・今治市（平成28年4月13日認定）  |